

## 第1回 消費生活用製品の安全確保に向けた検討会 議事概要

開催日時：令和5年1月17日（火） 16:00～18:00

開催場所：経済産業省本館17階第1特別会議室、及びWEB会議

<出席者>（敬称略、順不同）

### ・委員

|               |                                   |
|---------------|-----------------------------------|
| 三上 喜貴         | 開志専門職大学副学長（座長）                    |
| 依田 高典         | 京都大学大学院経済学研究科教授                   |
| 大橋 弘          | 東京大学大学院経済学研究科教授                   |
| カライスコス アントニオス | 京都大学大学院法学研究科准教授                   |
| 釘宮 悦子         | 消費生活アドバイザー                        |
| 西田 佳史         | 東京工業大学工学院教授                       |
| 早川 吉尚         | 立教大学法学部教授                         |
| 正木 義久         | 一般社団法人日本経済団体連合会ソーシャル・コミュニケーション本部長 |
| 増田 悦子         | 公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長              |
| 森 亮二          | 英知法律事務所 弁護士                       |
| 山内 洋嗣         | 森・濱田松本法律事務所 弁護士                   |
| 鷺田 祐一         | 一橋大学商学部教授                         |

### ・オブザーバー

アマゾンジャパン合同会社  
楽天グループ株式会社  
ヤフー株式会社  
株式会社メルカリ  
一般社団法人日本玩具協会  
ベビーカー安全協議会  
一般社団法人大手家電流通協会  
一般財団法人家電製品協会  
一般社団法人日本ガス石油機器工業会  
一般財団法人製品安全協会  
日本チェーンストア協会  
全国中小企業団体中央会

### ・関係省庁

消費者庁 消費者安全課、消費者政策課

経済産業省 情報経済課、生活製品課  
独立行政法人製品評価技術基盤機構 製品安全センター

・事務局

経済産業省 産業保安グループ 製品安全課  
みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

<配布資料>

資料1 議事次第

資料2 消費生活用製品の安全確保に向けた検討会について

資料3 委員等名簿

資料4 消費生活用製品の安全確保に向けた製品安全4法を巡る課題・論点

## 1 開会

### 1.1 経済産業省、座長、委員、オブザーバー挨拶

経済産業省、三上座長からご挨拶があった。

笹路審議官：

・製品事故の防止、安全な社会の実現に向け重要な課題があり、様々な制度改正が行われている。

・インターネットモールの取引に代表されるように取引のデジタル化に伴って、消費者は様々な海外の製品が購入できる非常に消費者に利便性の高い社会経済環境が訪れる中、社会経済環境を健全に発展させていくべく、環境変化に応じて解決せねばならない課題、様々な問題点をとらえて対処していく必要がある、拡大する多様な関係者をどのような枠組みで捉えていくのか、リスクの対処、製品安全の事前の備え、事後のフォローがより重要と考える。リアル店舗は製品事故報告やリコールが行われている傾向が非常に強いが、拡大するデジタル取引でも仮に重大製品事故が起きたときは捕捉する必要がある、より利便性が高い形で実現することがデジタル取引の円滑化につながる。何か起きたときに事故を捕捉できない事態を減らす、必要に応じリコールを促し、問題が起きたときに情報をきめ細かく公開できることが重要である。デジタル取引の中で法令違反に該当する事例がないように、消費生活用製品安全法、製品安全4法の角度からどうしたらよいのかと考えている。

・子ども用製品については、高い安全性が求められてしかるべきであり、海外でも安全の確保の制度がある。日本ではデジタル取引の拡大で海外から色々入ってきて問題あるものも増えているのが現状である。

・製品安全4法は直近の法改正から約15年が経過している。本検討会では製品安全4法の課題整理に向け、デジタル取引の拡大にともない、検討会参加者の数も拡大し増やしており、対応策について活発な透明性の高い議論をやっている。

けたらと思う。三上座長をはじめ、多くの委員、オブザーバーに参加いただき御礼を申したい。

三上座長： 前職の長岡技術科学大学で、安全に関する基礎研究に携わっており、その縁で製品安全に係る研究会、審議会にも関わらせていただいていた。本検討会は多くの方に参加していただいている中、座長を拝命した。(活発なご議論の方) お願いしたい。

資料3に沿って、委員の紹介、各委員から挨拶がなされた。次いで、オブザーバーの紹介、各オブザーバーの代表者から挨拶がなされた。

## 1.2 資料確認

経済産業省から配布資料について確認がなされた。

## 2 議事

### 2.1 消費生活用製品の安全確保に向けた検討会について

資料2に沿って、事務局から検討会趣旨について説明がなされた。

田中課長： 製品安全4法は消費生活用製品の安全を確保する観点から重要な制度である中、昨今非常に大きな環境変化の下にあり、インターネット販売の拡大、子ども用製品の安全にも課題と考えている。こうした変化を踏まえ検討会では、海外の動向や、事業者の対応も含め、対応策について検討していきたいと考えている。検討事項は大きく2つある—①インターネット販売拡大を踏まえた事故報告やリコールの課題への対応策、②子ども用製品への対応。検討会の運営・議事の取扱いについて、本検討会は公開配信し、資料も公開を予定している。今後第2、3回は事業者へのヒアリングを予定しており、活発な意見交換を企図し非公開を予定している。毎月1回で5～6回開催し、今年6月を目途に論点整理を行う予定である。

### 【質疑応答】

特になし。

### 2.2 消費生活用製品の安全確保に向けた製品安全4法を巡る課題・論点

資料4に沿って、事務局から消費生活用製品の安全確保に向けた製品安全4法を巡る課題・論点について説明がなされた。

田中課長： ・製品安全4法の概要について、本資料は基本的に1月時点の情報に基づいており、今後修正等があり得ることをご認識いただきたい。製品安全4法は事前

規制、事後規制の2つの柱から成り、トータルで推進している。製品安全4法の事前規制は、規制対象の製品—電源プラグに挿して使う電気用品、ガス機器、ベビーベッドやライター等—について技術基準適合を確認し、販売事業者がP Sマークを付けて販売することになっている。事後規制と呼ばれるものは、重大な事故が発生した場合に報告しなければならない義務があり、再発防止に繋がっている。これは2006年の法改正で導入されている。

- ・ 重大製品事故件数の推移について、右肩下がりである中、2019年に自転車の事故が増えていたが、全体で見ると電気製品の事故が多い。2019年にトレンドが変わったという印象。

- ・ 安全確保策の基本的考え方について、製品起因の事故はリコールと技術基準の整備により安全を確保するが、誤使用の事故は対応が難しく、情報を活用していただくことにより、誤使用が起きにくい製品の普及を行う。検討会の論点は3つあるが大きくは2つ—①インターネット販売拡大を踏まえた事故報告や法令違反への対応策、②子ども用製品への対応。

- ・ 電子商取引のグラフを示している。市場規模が13兆円である。製品ごとの違いでは、食品は低く、本と家電は高く、ネット販売、電子商取引のニーズが高まっている。重大製品事故が起きた製品の入手先について、インターネット通販の割合が右肩上がりとなっており、電子商取引の割合が増えていることも背景にあるが、事故が増えていると認識している。

- ・ 電子商取引のグラフで、直近3年での事故の発生状況を見ると蓄電池関係が多く、サイズが大きな製品に比べ小さな蓄電池は取引が容易なため事故も起きやすいのでは思う。

- ・ 2021年に開始されたリコール件数について、リチウムイオン蓄電池関係が多い。電気掃除機のリチウムイオン蓄電池で、純正品が使われないことによる事故が発生してリコールした。これは主にネットモール事業者を通じて販売されていた。

- ・ ガストーチは火が出るので注意が必要で、事故が起きているが、重大製品事故が報告されていないものが多い。マグネットボールの誤飲でも海外事業者による販売により重大製品事故として報告されていない可能性がある。モバイルバッテリー等の発火事故についても、消費生活用製品安全法の重大事故報告が行われていない事例がある。いずれも海外事業者による直接販売で、国内に輸入事業者がないことが背景である可能性がある。

- ・ 製品安全4法の執行を通じて明らかとなった課題については、想定している販売形態として、海外からの輸入品は輸入事業者が販売していたが、昨今は海外事業者が日本の消費者に直接販売でき、消費者は直接海外製品を購入しているケースへの対応。これは消費者のメリットも大きい一方、事故が発生した場合に国内に報告する先がない可能性がある点が課題である。事故は、火災の場合は消防庁からの消費者安全法に基づく情報提供が行われるが、消費者庁から

共有いただいた情報を分析した場合、今年度 100 件程度の事故が消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告がされていないと推定している。

・海外からの日本の消費者への直接販売に関連する情報として、会社法では、外国会社が日本で取引を行う場合は会社登記しなければならないことになっているがどの程度順守されているかが課題である。電気通信事業法では、2020 年に法改正を行い、国内における代表者・代理人を届け出ることになっている。こうした事例が参考になると思う。

・EU の新しい市場監視規則では、EU の中の消費者に製品を売る場合は EU の中に責任者を置いてほしいという内容になっている。

・ネット販売での違反品への対応について、インターネットを通じた違反品販売は、ネットモール事業者の協力、ネットパトロールの実施により、ここ 3 年程度かけて減少又は横ばいの傾向にある。ネットパトロール事業の実施では、経産省が委託先と協力してネットをチェックして法令違反のある製品を見つけ取り締まっている。違反品が見つかった場合は、ネットモール事業者と協力して取り下げるように努力している。

・要請に基づくネットモール等運営事業者による出品前審査の実施では、4 品目についての法令違反の確認を行っており、去年の 10 月にバイク用ヘルメットも追加した。

・製品安全対策優良企業表彰（P S アワード）では、自主的な製品安全確保に関する取引を表彰しており、ネットモール部門も受賞対象とした。

・EU やオーストラリアで始まった製品安全誓約（Pledge）を日本でも開始するための調整を行っている。

・消費者庁でプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律が 2021 年に成立し、昨年施行された。

・令和 3 年度のネットパトロール事では、リチウムイオン蓄電池に表示がない等の違反の疑いのあるものについて、604 件を調査し、半分程度回答があり、その中で半数が違反又はその疑いということで削除した。違反率は 50%。参考だが、対面販売の 2020 年度は 7 件だった。単純比較はできないが、ネット販売は違反品が多いという印象。加えて、190 件は電子メールでの連絡ができず、ほとんどは海外出品者だった。海外事業者に対する法執行が難しい点が課題となっている。

・EU の動向で、新しい製品安全規則が提案されており、一般製品安全指令を一般製品安全規則（GPSR）に改正する取組を行っている。昨年末には暫定合意したという発表もあったが、正式にはまだ決まっていないと思う。GPSR ではオンラインマーケットプレイスを定義しているところがポイントで、具体的には、20 条に記載があり、内容は Pledge と似ていると感じる。もう 1 つ重要な点は、海外から EU の消費者にネット販売する場合は、市場監視規則で定義されている責任者の名前をサイトに表示しなければならない。この点も参考になると思う。

・子ども用製品への対応について、これまでの重大製品事故として報告されたものの中で、子どもが被害を受けたものをピックアップしている。16年間で報告された重大製品事故のうち、10歳未満の被害が明らかになったものは319件ある。誤使用が子ども用製品の事故として多いと感じている。

・子ども特有の被害として、はさみこみ、やけど、窒息といった大人とは違う事故が起きている。マグネットボールや高吸水性樹脂玩具の誤飲事故が発生しており、規制することを検討している。海外では規制されていたところであり、日本では対応がやや遅くなっていることが課題と感じている。また、玩具はさまざまな製品があるが、日本で規制する玩具はこの2品目だが、EUでは全ての玩具が規制対象となっている。対象品目が限定的な点も課題と感じている。

・その他の事例について、幼児用のチェーンカバーが付いていない自転車の事故があり、強制規格になっていないことが課題となっている。コイン電池・ボタン電池に対する規制が課題となっており、海外では規制が行われている中、日本ではSTマークが付いている製品は誤飲が発生しにくい機構の製品であるが、任意規格のため、STマークのない製品はそうではない。消安法では乳幼児用ベッドとライターが対象だが、政令で指定するには、法律第2条第2項の定義を満たす必要があるが、ここでは子供向け等の規定はなく、特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる必要があり、事故が発生してからの対応という印象。また、政令で個別製品を指定する際には、コイン電池が使われている製品を全て把握するのは難しいという課題もある。

・海外の玩具の定義はほぼ同じで、ISO規格を引用して強制規格としている。日本はSTマークで任意規格としており、準拠していなくても販売できる。子ども用製品は事故発生後の事後的な対応となっている。事故が発生する前の対応の必要性があると感じている。多くの玩具にSTマークが付いているが、付いていない玩具も流通している。

・1つ目がネット販売、事後規制の課題があり、海外の事業者が直接販売する場合に規制されていないのが課題で、EUの事例も参考に国内に責任事業者を置いてもらうことが重要と考えている。2つ目がネット販売の海外の事業者の販売についての規制の枠組み、3つ目が子ども用製品への対応で、海外では規制されている一方、日本では規制されていない。未然に防止したいと考えている。

・今後の検討の進め方について、第2回はインターネットモール事業者へのヒアリング、第3回は子ども用製品製造事業者へのヒアリングとし、半年後に論点整理したいと考えている。

#### 【質疑応答】

三上座長： なるべく皆様からのご意見を拝聴したいと思う。まず委員からご発言いただき、オブザーバーからご意見をいただきたい。

依田委員： 2点ある。

①資料4の6pの重大事故報告について、事故が起こると10日以内に消費者庁には報告が上がるようになっている。製造・輸入事業者から報告が上がるが、販売事業者からはない。どの程度の報告率、どのような報告の体制になっているのか。製造事業者が報告義務を果たさない場合、プラットフォーム、販売事業者、消費者から情報が上がる可能性がある。プラットフォームからは事業者からの事故が報告されているのか。ヒアリングを通して明らかにできればと思う。

②資料4の20pの海外からの直接販売の点、消費者庁でプラットフォームと特定商取引法（特商法）の議論を行っており、海外の販売事業者を含め事業者は住所や電話番号を表示しなければならないが、表示のない海外の事業者があり、法令を遵守していない事業者がある。事故製品を販売している事業者が、どの程度、正確な住所や連絡先を掲載しており、消費者と連絡が取れるようになっているのか。プラットフォームからの情報提供があると良い。

西田委員： 消費者を守るという観点で、子ども用製品に強制規格がないことが大きな問題と思っており、子どもが怪我を負ってしまうとその後に影響が出る。強制規格とすることを検討いただきたい。マグネットボールの規制について、海外ではリコールが2011、2012年に始まっていたが、日本は遅れている。日本は重大事故報告が起きるのを待ってから規制をしているのが現状で、海外では問題が発覚した製品に関しては連携して先手を打っている。ほかには米国では角度が付いたベッドインクラインベッドは禁止だが、日本はまだ規制されていない。

森委員： 資料4の20pの海外事業者のネットモール利用の販売については、法律で海外会社が継続して事業をする場合に会社を登記すべきであることについて、会社法と電気通信事業法に法律上の規定がある。域外適用問題として、外国から安全性を欠く製品を日本で販売していく事態が色々ところで起きていて、コストをかけていない安価である同時に安全性が低い製品が売られると、日本の事業者がコストをかけた安全で高価な製品との競争上の問題もある。日本の安全基準を下回る製品が流通することを避けるべきである。会社法816条は法執行されておらず空文化されていたが、法務省も法執行するということがあり、7月に登記義務違反を過料の申請を行ったということがあった<sup>1</sup>。会社法では改善されつつあるが、消費生活用製品安全法の法執行として、消費者の安全性に係る会社法とは独立した法制度を設けて、海外事業者にも法執行できることが重要と考えている。

増田委員： 消費生活相談からすると、過去に対面販売で大手メーカーだった場合、トラブルがあっても消費生活センターと協力して解決、検討いただいていた。インターネットモールは難しく、販売前の出品前検査に協力して欲しいと考えている。非純正品や誤使用を誘導するような製品の情報提供の協力が必要である。リコール情報は新聞を取る人が少なくなっていて情報が届きにくい。インターネット

<sup>1</sup> <https://www.corporate-legal.jp/news/4875> (2023年1月閲覧)

トを利用する人は価格に敏感だが、安全性にも敏感であるべきと考える。マグネットボールは国民生活センターからの情報発信が数年前にあり、対応が行われているが、速やかに対応すべきことと考えている。

山内委員： 資料4の19pの右側、海外からの直接販売の例で、重大製品事故が発生しているのに報告がされないのが問題である。誰が重大事故を探知できるのか、探知できたとして報告が期待できる信頼ある主体なのか、2点で考えなければならない。(事業者は)事故が起きてしまったときに、消費生活用製品安全法35条の「重大製品事故」に該当するか否かを判断して報告するという高いコンプライアンス力が必要である。すべての海外の販売事業者が満足に対応できるわけではないと感じる。多くの日本の事業者が重い義務を負っており、しっかりものづくりをしている事業者が不利益を被っているような状態を是正することが望ましい。

正木委員： 玩具製造事業者、輸入事業者、デジタルプラットフォーマーにヒアリングしてみたが、消費生活用製品、特に子ども用製品で粗悪なものが流通して信頼性が失われていることに危機感があり、市場を健全化することに賛成している。資料4の42pの論点、日本に規格のない子ども用製品に規格を設けることに賛成である。強制規格を設ける場合は、これまでの規格、ST基準を国として認めていく検討をお願いしたい。資料4の42pの事後規制について、製造や販売事業者が海外にいる場合は製品事故報告やリコール対応が難しい。2つ目の論点で、海外事業者にも登記を呼びかけるのは賛成であるが、世界全体、メタバース等に向けた販売では会社法の限界もある。ネットパトロール事業を発展、強化し、例えばプラットフォーマーや倉庫業者のような、製造や輸入事業者ではない事業者から消費者から事故の情報が寄せられる場合に、行政窓口気軽に相談して、政府が権限を持って調査できるような仕組みができると意義深い。製造事業者は製品に詳しい一方、ネットモール事業者は製品に詳しくないため、必ずしも事故報告書のような形式には限らず、寄せられた情報を行政窓口伝えて、政府が調査権限を行使する形がやりやすいのではないかと。

早川委員： 継続的に検討会に参加しており、さまざまな問題が生じた場合に対応してきた関係者の努力に敬意を表す。問題論点の最初にあったが、海外から直接日本に売り込んでいく、日本に責任者がいない場合に報告がなされていないことが問題である。会社法における外国会社の登記義務について、法務省で改正作業に携わったとき、今のように継続的に取引をする海外の事業がそれほどいなかった2000年台前半は(日本に拠点を置かず、継続的に取引すること)問題視されていなかった。現在は日本に拠点がなくとも取引ができる状態にあり、日本で継続的に取引ができる企業に48社に求めたが、そのうち7社は登記しないと回答があった。方策として、外国企業に日本の中で代表者のようなものを置いて、日本に報告義務を求めても、対応できるか疑問がある。実際にプラットフォーマーのマーケットプレイスを通じて消費者にアクセスしているので、プラッ



トフォーマーの協力の下、日本に代表を置くような事業者のみが日本で販売できるような仕組みが必要である。法務省の掛け声だけでは応じられていない。今回、オブザーバーにも多数参加していただいているのは重要である。

鷺田委員：製品事故の第三者委員会を行っている立場から、リチウムイオン蓄電池で原因の特定に至らず、といった事例がある。リチウムイオン蓄電池についてはかなりルール（技術基準）を厳しくしていても、非純正品や単純なモバイルバッテリーは原因が特定できず火災が起きている。エネルギー密度、エネルギー量の大きなものは輸入禁止に踏み込むような取り組みも必要でないか。エネルギー量が大きくなってきており、ガス製品と同等の製品となりつつある。価格が安いというだけで海外から入ってくる。時間をかけて、エネルギーが大きいものについては輸入規制をかけることも必要と思った。

カライスコス委員：製品事故報告やリコール、違反品への対応、オンラインとオフラインの事業者、国内と海外の事業者の公平性に課題がある。オンライン、海外の事業者が違反しやすい状況は是正すべきである。インターネットモールの協力、技術的な対応ができる可能性があるのか、関心がある。子どもに不可逆的な被害が起こってはならないので、強制規格の導入が必要である。

大橋委員：2点ある。  
①消費生活用製品の安全性を確保、国内の事業者を保護することが重要である。事業者の所在地によって法の執行が異なるのは問題で、内外に法執行が同等に確保されることが重要である。総じて今回の事務局の問題意識は重要である。  
②資料4のp34の重大事故報告について、一つはルール、一つは情報利用により安全性確保の方法がとることだが、消費者が外見で安全性を判断することは難しいのではないかと思う。インターネット上で、製品の実物を確認して購入するのは難しく、子ども用製品だけにあてはまるものではなく、製造事業者のみならず、販売事業者にも一定の規律を求めて協力をいただくと、安全性確保につながる。

釘宮委員：3年前にインターネット取引について、製品安全に関する検討会に参加し、インターネットモール運営事業者との連携等、色々なところで改善されてきたことがある。その時からマグネットボールについて問題意識はあったが、現時点でも解決には至っていない。前回の検討会で、インターネットモール事業者から膨大な製品に対し法的規制のない製品に対して出品前審査を行うのは難しいという意見があった。マグネットボールを含む子供用製品についても法的な規制をかけることは、諸外国との整合の観点でも重要である。製品安全4法では製造事業者や輸入事業者への規制が主眼だが、様々な取引形態が出てきている中、全てはカバーできていない。EUで規制が出てきているフルフィルメントサービスへの規制等にも踏み込んだ議論が行われることが望ましい。事業者の協力を得ながら、取り組んでいくことが望ましい。

田中課長：共通する意見として、プラットフォーム、事業者との協力がないと進まない

という指摘が多かった。今後の検討会ではヒアリングを予定しており、それらを踏まえて検討していきたい。個別にも委員の方々とコミュニケーションを取りながら進めていきたい。

楽天グループ株式会社：インターネットモール事業者に事故報告が来るのは非常に稀であり、インターネットモールでは販売されたもので事故が起きているのかどうかを必ずしも把握できていないところがあるが、体感として、海外で製造された問題のある製品が、国内の事業者か海外の事業者かにかかわらず販売されており、海外の事業者は連絡の取りやすさなどで問題が生じやすいのではないかと。海外の事業者はインターネットモール以外の販路、例えば SNS で広告を出して直接販売するケースがあるので、インターネットモールだけ対策して安心するのは危険ではないかと。事故報告については、どこが端緒であっても情報が 1 か所に集約され、そこから事業者や消費者に対し確認がいくような仕組みが構築されるとよい。子ども用製品の規制については、強制規格による規制が必要。また、製品の規格だけでなく、広告やパッケージの在り方なども含めて検討いただきたい。海外事業者の登記については、しっかり連絡はとれるが日本に人を置くのが難しいという場合もあるので、どういう形が一番現実的で施行がしやすいかということを考えて上で対応する必要がある。

アマゾンジャパン合同会社：資料 4 の p19 の海外事業者に関する意見で、届出事業者不在問題に関しては、内外、またオンライン・オフライン関係なく、同等に責任者に義務を履行させる制度設計が重要と考える。今の製品安全 4 法では制度上、海外製品については形式的には届出事業者はいるが、これまでの経験上、製品事故が起き届出事業者は誰かということになった場合に、企業名が勝手に使用されていたり虚偽の届出がなされていたりして実態として届出事業者がいないケース、届出事業者はいるが製品事故が起こった場合に責任を認めない、あるいは履行能力がなくて倒産といったケースに遭遇しており、このような場合最終的に国内の消費者が守られなくなる。モール事業者としては、届出事業者が履行能力を有する者であるか確認できるように、例えば登録制にしてオープンデータ化していただければ協力しやすいと思う。子ども向け製品については強制規格化されると、モール事業者による取り締まりもしやすくなると思う。

一般社団法人日本玩具協会：玩具安全について、1971 年に、業界の自主規制で対応する S T マーク制度が始まって、現在では 350 社が許諾契約を締結して、日本において定着している。S T 基準は、海外の基準、ASTM、EN と比べても同等、日本の制度としては任意規格であるが定着している。日本の玩具安全は高い水準、日本の死亡事故は低い水準にあり、過去 50 年間ではよく機能していると自負している。このように有効に機能している取組は可能な限り維持する、といったアプローチもあると思う。また、日本特有の取組もあり、対象年齢について表示位置も統一されて表示されている。海外の企業にも、現在の状況でどこまで対応するべきか難しい。

全国中小企業団体中央会：今回の議論で、海外からの問題のある製品をどうスクリーニングしていくかが重要であることを認識した。海外の規制でEUの市場監督規制やオーストラリアのPledgeが紹介されたが、製品事故について海外ではどのような情報共有しているのか、輸出事業者にどのように要請をかけているのか、国内で責任者を置くことも有効と思うが海外で製品の輸出を止める、相手国に働きかけるのも有効と思う。本日あげられた玩具協会、プラットフォーマーからの意見は現実的に対応している。性能的に問題のない製品は、国際的に推奨すべき製品としてピーアールして製造していく、粗悪なものは止める、優秀なものは推奨して輸出していく、インターネットの世界で情報が広がるような、消費者に情報提供していくことが大事である。

一般財団法人製品安全協会：製品ごとの対応をどのように行うのかを整理する必要がある。強制規格は一つのアプローチだが、強制規格にすればすべて解決するのではなく、基準がどのような形で使われているのかが重要である。チャンピオンとなる製品が基準に適合しているからといってロット全体が基準に適合しているとは限らない。また、安全に使うことも重要である。SG基準は、製品の使用に加えて、取扱説明書、表示までカバーしている。また、基準は生き物のようなものであって製品の動向に応じて見直していかなければならない。基準を安定的に制定・改正できる体制も重要である。

一般財団法人家電製品協会：インターネットモールで販売されている製品の違反の規制が既存の枠組みでは難しく、新しい枠組みが必要と考える。インターネットモール販売の重大事故の割合の増加において、輸入事業者が特定できるケースと、特定できない場合があり、海外からの販売品の重大事故製品の割合が増えている。重大事故製品が、ネットだけではなく、海外からの直接販売の事故件数が多いならば、どのような削減できるのか。客観的なデータがあるのならば、ご教示いただきたい。

一般社団法人大手家電流通協会：会員企業の販売チャネルとしては、実店舗、インターネットネットモール両方があり、取扱っている製品に責任を持って対応していく。インターネットモール上での直接販売については直接関係ない部分もあるが、商品の販売者として今回の検討会でどのような貢献ができるか考えていきたい。

三上座長：様々のご意見を得ることを速やかに得ることができた。検討会として有益な情報共有ができるのではないかと感じた。検討会の各回に事務局から回答する場合もあり、ヒアリングが行われる際に、意見も出てくると思う。検討会をどのように進めるか検討いただきたい。

### 3 閉会

事務局から以下の連絡があった。

- 今回受領した質問は、今後の検討会でのコミュニケーションの中で回答する。
- 本日の検討会議事概要を事務局で作成し、委員等の皆様に確認いただいた上で公開する。

- 今後の予定として、第2、3回検討会をそれぞれ2月8日、20日に開催し、事業者ヒアリングを実施する。非公開での開催を予定している。事務的な連絡は個別に行う。

以上